

## 亀山市告示第63号

亀山市こども家庭センター設置運営に関する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

### 亀山市こども家庭センター設置運営に関する要綱

#### (設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項の規定に基づき、子ども及びその家庭並びに妊産婦の福祉における効果的で切れ目のない一体的な支援体制を構築するため、亀山市こども家庭センター（以下「センター」という。）を設置する。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 心身の発達の過程にある者であって、市内に居住するものをいう。
- (2) 妊産婦 妊娠中又は出産後1年以内の女子であって、市内に居住するものをいう。

#### (運営主体)

第3条 センターの運営主体は、亀山市とする。

#### (対象者)

第4条 センターにおける支援の対象者は、子ども及びその家庭並びに妊産婦等とする。

#### (業務内容等)

第5条 センターにおける主な業務及び事業は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1号から第4号までに掲げる事業
- (3) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点の業務
- (4) 前3号に掲げる業務及び事業を行うための関係機関との連絡調整

(5) 前各号に掲げるもののほか、子ども及びその家庭並びに妊産婦等の福祉に関する  
支援

(設置場所)

第6条 センターの設置場所は、次のとおりとする。

亀山市羽若町545番地 亀山市総合保健福祉センター内

(開設時間)

第7条 センターの開設時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、緊急的な支援等を必要とする場合は、この限りでない。

(休業日)

第8条 センターの休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、緊急的な支援等を必要とする場合は、この限りでない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(職員の配置)

第9条 センターには、次に掲げる職員を置く。

(1) センター長

(2) 統括支援員

(3) 第5条各号の業務及び事業に必要な専門的知識を有する職員

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 センター長は、子ども未来部長の職にある者をもって充てる。

(関係機関との連携)

第10条 センターは、児童福祉法第21条の10の5に掲げる関係機関と連携を密にし、第5条各号の業務及び事業が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 第4条に規定する対象者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、センターの設置運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。